

大東市立子ども発達支援センター給食調理業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、令和5年4月1日から大東市立子ども発達支援センターにおける給食調理業務委託の更新にあたり、委託事業者の候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

大東市立子ども発達支援センター給食調理業務

(2) 業務の内容

別添の「大東市立子ども発達支援センター給食調理業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

(4) 委託金額の上限

39,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 契約方法

公募型プロポーザル方式により選定した委託事業者の候補者を相手方として、発注業務について契約交渉を行う。また、契約については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

4. 参加資格要件

大東市立子ども発達支援センター給食調理業務に係る公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件すべてを満たす者とする。

- (1) 大東市契約規則に規定する競争入札の参加者の登録をしていること。
- (2) 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特定給食施設における給食業務の経験を5年以上有していること。
- (3) 令和元年度から3年度までの間に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設若しくは学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園又は小学校における1回100食以上の給食調理業務の受託実績があること。
- (4) 令和2年度以降に、食中毒による営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- (5) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。

- (6) 「大東市立子ども発達支援センター給食調理業務委託仕様書」に基づき業務を実施することができること。
- (7) 委託金額の上限の範囲内において、業務を請け負うことができること。
- (8) 業務の履行が困難となった場合に備え、代行保証を確保していること。
- (9) 大阪府内又は隣接府県に、契約締結の権限を置く本社、支社、営業所等を有していること。
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
 - ② 大東市から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者
 - ⑤ 大東市暴力団排除条例（平成25年条例第25号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である者

5. 実施スケジュール

項目	日程
募集内容等の公表	令和4年10月13日（木）
参加申込書の受付期間	令和4年10月13日（木）～10月28日（金）
参加資格の確認結果の通知	令和4年11月1日（火）
質問の受付期間	令和4年10月13日（木）～11月4日（金）
質問の回答期日	令和4年11月8日（火）
提案書等の提出期間	令和4年11月9日（水）～11月18日（金）
書類審査（一次審査）	令和4年11月下旬
書類審査結果の通知	令和4年11月下旬
プレゼンテーション（二次審査）	令和4年11月30日（水）
最終結果の通知	令和4年12月上旬

※ 参加資格を有する申込者数が3者以内であった場合は、二次審査及び最終結果の通知に係る日程が繰り上がる場合がある。

6. 参加申込書の受付

(1) 受付期間

令和4年10月13日(木)～令和4年10月28日(金)

(2) 提出先

大東市福祉・子ども部子ども室保育幼稚園グループ
(大東市谷川一丁目1番1号 大東市役所西別館1階)

(3) 提出方法

提出先への持参による。(郵送・FAX・電子メールによる提出はできません。)

(4) 提出書類

- ① 参加申込書(様式第1号)
- ② 会社概要
- ③ 受託実績報告書(様式第2号)※契約書(写し)の添付要
- ④ 営業停止等の行政処分を受けていないことの申立書(任意様式)
- ⑤ 生産物賠償責任保険証(写し)
- ⑥ 代行保証についての確約書(任意様式) 又は代行事業者との契約書等(写し)
- ⑦ 前3事業年度分の決算書

(5) 提出部数

1部

7. 質問の受付

(1) 受付期間

令和4年10月13日(木)～令和4年11月4日(金)

(2) 提出先

大東市福祉・子ども部子ども室保育幼稚園グループ
メールアドレス: hoiku@city.daito.lg.jp FAX: 072(872)2189

(3) 提出方法

電子メール又はFAXによる。

8. 質問の回答

(1) 回答期日

令和4年11月8日(火)

(2) 回答方法

参加申込書を提出したすべての事業者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

9. 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和4年11月9日(水)～令和4年11月18日(金)

(2) 提出先

大東市福祉・子ども部子ども室保育幼稚園グループ

(大東市谷川一丁目1番1号 大東市役所西別館1階)

(3) 提出方法

提出先への持参による。(郵送・FAX・電子メールによる提出はできません。)

(4) 提出書類

① 企画提案書(任意様式、10枚以内)

※次の事項を網羅した提案内容としてください。

- ・他の施設における給食調理業務の受託実績
- ・子ども発達支援センターにおける給食に対する基本的な考え方
- ・子ども発達支援センターにおける食育に対する基本的な考え方
- ・子ども発達支援センターの職員との連携についての考え方
- ・離乳食、特別形態食、アレルギー食などの個別対応に関する考え方
- ・調理業務従事者の有給休暇の確保及び代替職員の確保に関する考え方
- ・給食管理業務(衛生管理、事故防止、健康管理、職員教育など)に関する考え方
- ・非常時(食中毒発生時、自然災害時など)の対応方法
- ・業務の引継ぎに関する考え方

② 見積書及び年度別内訳書(任意様式)

③ 作業工程計画表(任意様式)

④ 業務実施体制調書(様式第4号)

⑤ 調理業務従事者の経歴調書(様式第5号)

⑥ 衛生管理マニュアル及び他の受託施設での業務マニュアル又はこれらに準じるもの

(5) 提出部数

正本1部、副本5部(それぞれファイル等で製本し、ページ番号を付番すること。)

10. 審査の実施

(1) 選定方法

大東市立子ども発達支援センター給食調理業務委託業者選定委員会において、大東市立子ども発達支援センター給食調理業務公募型プロポーザル評価基準に基づき、評価・採点し、最高得点を得た事業者を委託事業者の候補者に選定する。

なお、得点が同点の場合は、見積提示価格の低い事業者を選定する。

(2) 一次審査

- ① 参加資格を有する事業者が4者以上である場合は、一次審査として、提出書類による審査を行い、得点の高い上位3者までを二次審査の対象とする。
- ② 参加資格を有する事業者が3者以内である場合は、そのすべての事業者について一次審査を通過したものとし、二次審査の対象とする。
- ③ 一次審査の結果は、参加申込みのあった事業者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。
- ④ 審査項目は次のとおり。なお、得点が、配点合計の6割未満であった事業者は、失格とする。

審査項目	評価内容
事業者の実績等	給食調理業務の受託実績
	調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数
提案内容	給食に対する考え方
	食育に対する考え方
	調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務に係る経験年数及び資格の有無
	業務実施体制
	衛生管理に対する考え方
	事故防止に対する考え方
	調理業務従事者の健康管理・教育に対する考え方
	非常時の対応方法
	業務の引継ぎに対する考え方
価格	見積り提示額

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

- ① 日時及び場所については、参加申込書に記載された電子メールアドレス宛に通知する。
- ② 業務実施に係る総括責任者及び当該業務の主たる担当者が必ず出席し、提案説明と質疑への回答を行うこと。
- ③ 所要時間は、各事業者35分（準備5分⇒提案説明20分⇒質疑応答10分）程度とする。
- ④ 提案説明にパソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事業者側で用意すること（スクリーンは市で用意する。）。

- ⑤ 審査項目は次のとおり。なお、得点が、配点合計の6割未満であった事業者は、失格とする。

審査項目	評価内容
事業者の実績等	給食調理業務の受託実績
	調理業務責任者及び調理業務副責任者の給食調理業務に係る経験年数
提案内容	給食に対する考え方
	食育に対する考え方
	調理業務従事者（調理業務責任者及び調理業務副責任者を除く。）の給食調理業務に係る経験年数及び資格の有無
	業務実施体制
	衛生管理に対する考え方
	事故防止に対する考え方
	調理業務従事者の健康管理・教育に対する考え方
	非常時の対応方法
	業務の引継ぎに対する考え方
	提案内容の全体的な評価
価格	見積り提示額

(4) 選定結果の通知

選定結果は、二次審査を行った事業者に対し、参加申込書に記載された電子メールアドレス及び住所宛に通知する。

1 1. 契約の締結

委託事業者の候補者の選定後、速やかに手続きを行い、契約を締結する。なお、仕様書の内容については、提案された内容を踏まえるなど、市との協議により内容を一部変更したうえで、契約を締結する場合がある。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1事業者につき1案とする。

1 3. 情報公開及び提供

市は参加申込者から提出された企画提案書等について、大東市情報公開条例（平成9条例第3号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、委託事業者の候補者の選定前において、選定に影響がでる恐れがある情報については、選定後の開示とする。

1 4. その他

(1) 費用負担

- ① 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(2) 参加辞退の場合

入札参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事業者を失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 一次審査又は二次審査における得点が、配点合計の6割未満であった場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 二次審査（プレゼンテーション）を正当な理由なく欠席した場合
- ⑤ その他、選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(4) その他の留意事項

企画提案書等提出書類の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、提出された企画提案書等の書類については、情報公開請求時等市が必要と認める場合には、市はその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

1 5. 問い合わせ先等

〒574-8555 大東市谷川1丁目1番1号
大東市福祉・子ども部子ども室保育幼稚園グループ
TEL：072(870)0474 FAX：072(872)2189
メールアドレス：hoiku@city.daito.lg.jp
担当：川邊・車戸